

## 社会福祉法人飯田市社会福祉協議会利益相反防止規程

### 第1章 総 則

#### (目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人飯田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員及び全ての職員（以下「役職員」という。）の利益相反行為を防止し、開示について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (適用範囲)

**第2条** 本規程は、役職員に対して適用する。

### 第2章 利益相反行為の防止

#### (定義)

**第3条** この規程における「利益相反」とは、本会の役職員が次の各号に掲げる取引（以下「利益相反取引」という。）を行う場合とする。

- (1) 自己又は第三者のために行う本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のために行う本会との取引
- (3) 自己が役員を務める企業、団体等（以下「兼業先」という。）から一定額以上の金銭若しくは便益の供与を得る、又は一定額以上の物品、サービス等を購入する取引

#### (利益相反行為の防止)

**第4条** 本会は、利益相反の防止をするとともに、原則として前条の行為を行ってはならず、やむを得ない事由により該当行為を行う場合には、事前に本会に書面又は電磁的記録で申告するものとする。

- 2 助成事業等の実施にあたっては、役職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別な利益を与えないよう留意しなければならない。
- 3 助成事業等の実施にあたっては、審査委員会等を設け、助成金を拠出する活動団体との間の利益相反を防止しなければならない。ただし、行政機関等の助成事業等で助成金を拠出する活動団体との間に明らかに利益相反が認められない場合は、この限りでない。
- 4 役職員は助成金を拠出する活動団体から金銭、物品又はこれらに類する贈与、便宜等を受けてはならない。

### 第3章 申告の責務

#### (自己申告)

**第5条** 役職員は、その名目又は形態の如何を問わず、就任又は採用後新たに本会以外の団体等の役職員を兼ね、又はその業務に従事することとなる場合には、事前に別に定める様式により利益相反に係る自己申告書を本会に提出するものとする。

- 2 前項に規定する場合の他、本会と役職員との利益が相反する可能性がある場合に關しても前項と同様にする。

#### (定期申告)

- 第6条** 本会は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

### 第4章 管理体制

(申告後の対応)

**第7条** 第5条の規程により申告を受けた場合は、申告内容を精査した上で、本会との間での利益相反の状況を確認する。

2 本会は、前項の確認の結果、利益相反の状況があった場合、協議の上すみやかに適正化のために必要な措置をとる。

(利益相反取引の承認)

**第8条** 役職員が利益相反取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

2 前条の開示事実にかかる理事会での承認に際しては、当該利益相反取引をしようとする理事は、その決議に加わることができない。

(利益相反取引の報告)

**第9条** 利益相反取引をした役職員は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(申告内容の管理)

**第10条** 第5条により申告された内容及び提出された書面又は電磁的記録は本会にて適切に管理するものとする。

(適切な利益相反管理)

**第11条** 本会の役職員は、自己以外の役職員の利益相反行為あるいはその可能性がある行為を発見した場合には、速やかに本会に報告し、本会において適切な利益相反管理が行われるように努めなければならない。

(通報者の保護)

**第12条** 通報者の保護に関しては公益通報者保護規程を適用するものとする。

(改廃等)

**第13条** 本規程の改廃は、理事会で行うものとする。また、本規程の所管は総務課とし、担当者を総務課長、責任者を常務理事とする。

## 附 則

この規程は、令和7年2月17日から施行し、令和6年12月1日から適用する。